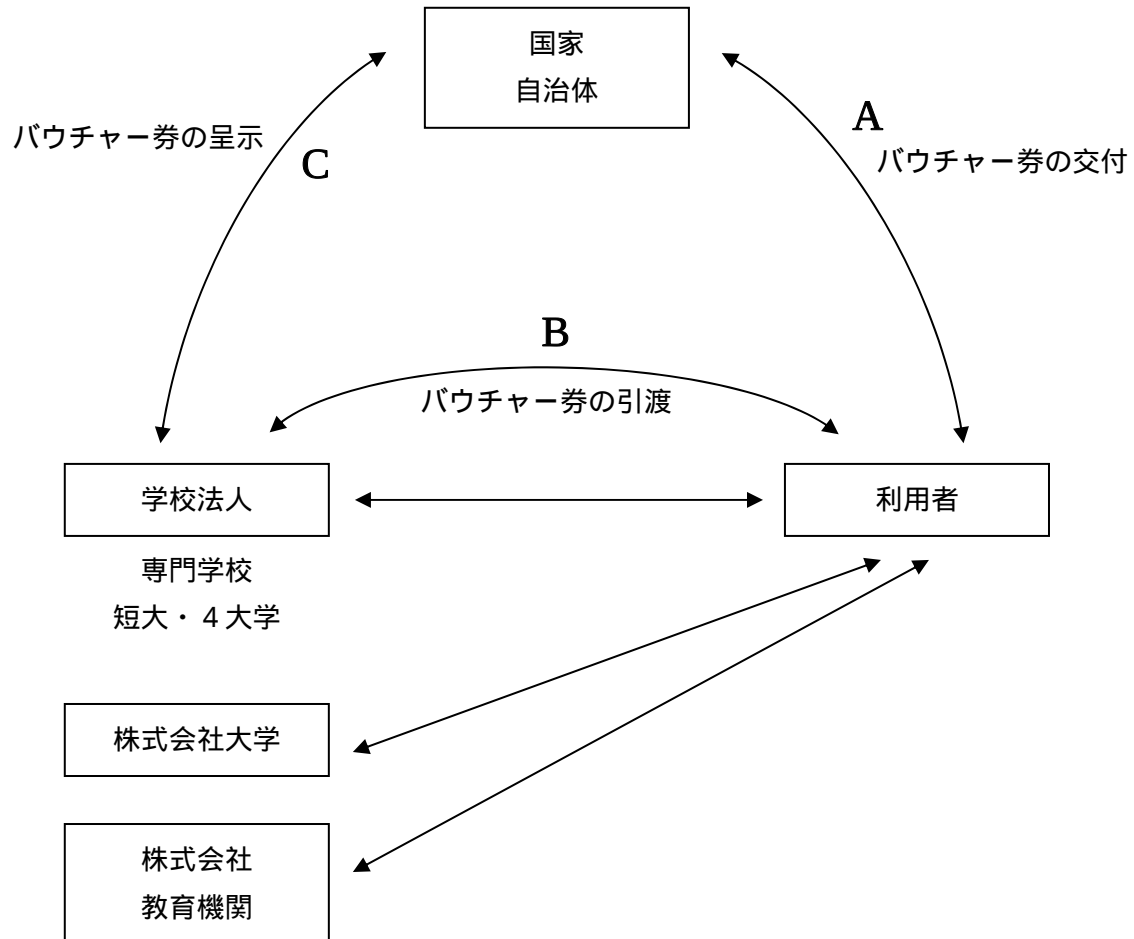


別紙 2

< バウチャー制度に係わる各局面の政策価値判断 >

反町勝夫



A の場面：国・自治体の財政政策の目的いかん→補助すべき利用者（例えば、貧困者・障害者など）を選定してこの者にバウチャー券を交付

B の場面：教育サービスの自由競争を通じて、すぐれた教育サービスを選択する。その選択権限を国民＝消費者の判断にゆだねる方式。消費者主権の原理に従い、のぞましい政策規定である。

（注意）利用者が 又は の株式会社の教育サービスを選択したことにより、の学校法人よりも、有利になっても、それは、バウチャー制度の欠陥ではない。ポイントは、 のいずれの教育サービスがすぐれているかを、国・自治体の判断ではなく、納税者主権にゆだねたことにあることに留意する。

C の場面：教育機関が B の場面で取得した正規の授業料につき、その対価としてのバウチャー券を、国家が等価で交換するか否かは政策判断。